参考②

○喜多方市行政改革推進委員会条例

平成26年３月26日条例第２号

改正

平成27年１月29日条例第１号

喜多方市行政改革推進委員会条例

（設置）

第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項の規定に基づき、喜多方市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

（１）　行政改革の取組方針及び計画の策定並びに実施状況に関すること。

（２）　その他行政改革に係る重要事項に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員13人以内をもって組織する。

（委員）

第４条　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（１）　関係団体の役職員

（２）　学識経験を有する者

（３）　その他市長が適当と認める者

２　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任されることができる。

４　第１項第１号に掲げる者のうちから委嘱された委員は、同号に掲げる者でなくなったときは、その職を失うものとする。

（会長）

第５条　委員会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された委員

会の最初に開催される会議は、市長が招集する。

２　会長は、委員会の会議の議長となる。

３　委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

４　委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

５　委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、企画政策部において処理する。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成26年４月１日から施行する。

（会議の招集の特例）

２　この条例の施行後最初に開催される委員会の会議は、第６条第１項本文の規定にかかわらず、市長が招集する。

（喜多方市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

３　喜多方市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年喜多方市条例第37号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則（平成27年１月29日条例第１号抄）

（施行期日）

第１条　この条例は、平成27年４月１日から施行する。